

第二世代の三つの収斂論

経済民主主義への収斂 ,EU への収斂 ,ネオリベリズムへの収斂

福 田 敏 浩

はじめに

本論文の目的は1990年代以降に登場した三つの収斂論 (convergence theory) について比較考察し、各説の特徴を描き出すことにある。

管見の限りでは筆者の専門とする経済システム論の立場から見て収斂論の名に値する学説は次の四つである。どの説も時代が動き、時代が変わる節目に登場した。

第一世代の収斂論が登場したのは1960年代であるが、この時期には国際政治のレジームが東西諸国間の敵対的冷戦からいわゆる平和共存に転換し、国際政治の雪解けムードの中でソ連・東欧諸国が一斉に経済改革に乗り出した。そのような時代状況の中でティンバーゲン (J.Tinbergen) やガルブレイス (J.K.Galbraith) やワイルス (P.J.D.Wiles) やソローキン (P.A.Sorokin) らが現存資本主義と現存社会主義の相互接近及び両者の第三の経済システムへの収束を提唱し、国際的な論争を引き起こした¹⁾。

第二世代の収斂論が登場したのは1990年代である。この時期に三つの収斂論が現れた。1980年代末から1990年代初頭にかけては東欧革命に端を発した社会主義体制の没落とその資本主義への移行が開始された時期であったが、そのような状況の中で東欧の新マルクス主義を代表したホルバート (B.Horvat) とシク (O.Sik) は現存資本主義と現存社会主義の経済民主主義への収斂を説いた。

1990年代はロシア・中欧・東欧諸国や社会主義市場経済および改革開放を標榜する中国へ市場経済が急速に普及し、いわば地球の市場経済化が急速かつ急

1) 詳しくは福田 (1996) 第2章 (pp 38 45) を参照されたい。

激に進展するようになったグローバリゼーションの時代であるが、そのような状況の中から二つの収斂論が登場した。一つは東欧諸国が経済制度の面でEUへ収斂しつつあることを説くものであり、もう一つは資本主義諸国内部における収斂を説くものである。後者には制度的収斂論と機能的収斂論がある。

以下では第二世代の収斂論に限定して考察を加えることにしたい。

I 経済民主主義への収斂

ホルバートはユーゴスラヴィアにおける自主管理社会主義のイデオログとして、シクは1968年の「プラハの春」当時の「人間の顔をした社会主義」のデザイナーとして夙に知られたところである。そのホルバートとシクはそれぞれ1989年と1990年に収斂論を唱えた。

(1) ホルバート説

ホルバートは東西諸国における経済システムの変動方向について次のように述べている。「資本主義は、シュンペーターが1949年に考えていたように、国家主義へ収斂しつつあるのではない。両システムは、その20年後にヤン・ティンバーゲンが確定したように、互いに収斂しつつあるのでもない。両システムは収斂しつつあるが、異なるシステムへ、である。この異なるシステムとは、私見によれば本論文において私が社会主義と名づけたシステムということになる²⁾。この引用文からホルバートは社会主義 (socialism) への収斂を考えていたことが知られる。ただし、彼の言う社会主義はソ連・東欧諸国に制度化されていた経済システムではないことに注意しておかねばならない。彼によればソ連・東欧諸国における現存の経済システムは一党独裁、国家的所有、行政的計画、政治的・経済的ヒエラルキーから構成される国家主義 (etatism) であった。これは「国家がすべての資本を所有し、労働者を雇い、私的資本家と同じやり口で剰余価値を搾り取る³⁾」システムである。ホルバートの考える社会主義は、現存のものではなく、平等という社会主義本来の価値に基づく理想の経

2) Horvat (1989) p.241

3) Horvat (1983) p.47

済システムなのである。

その基本の仕組みは、生産手段の社会有、市場と計画による需給の調整および参加型民主主義の政治システムから成り立っていた⁴⁾。社会有は社会による資本所有であり、つまり各人は等しく所有者であって同時に誰も所有者でないような所有制度である。具体的には生産単位である企業は社会（プリンシパル）のエージェントたる労働者によって自主的に管理運営される。物財およびサービスの需要と供給は市場と計画によって調整されるが、両者は補完の関係にあり、市場で処理しえない諸問題は政府の経済計画によって解決が図られる。政治は市民参加の民主主義を基幹とする参加型システムによって運営される。

ホルバートの社会主義は、ユーゴスラヴィアのチトー主義を労働者主権および政治・経済の民主化の方向に純化し、徹底化しようとした理想の労働者自主管理モデルである。筆者の言葉で言えば自主管理型市場社会主義ということになる。

ホルバートは西側諸国の資本主義と東側諸国の国家主義はこのような社会主義へ収斂しつつあると見たのであるが、不思議なことにホルバート説には収斂そのものについての実証がないのである。収斂を言うからには少なくとも両システムの変化方向を事実即して明らかにしておく必要があっただろう。

（２）シク説

シクが収斂論を打ち出したのは東欧革命さなかの1990年であったが、それには革命後の東欧諸国が選択すべき新しい経済システムを提示しようとする政策的意図が込められていた。

シクは東西諸国における経済システムの変化傾向について次のように述べている。「60年代の初頭にヤン・ティンバーゲンはその収斂論によって世界の注目を引いた。既存の両システムすなわち資本主義システムと社会主義システムは双方から接近化プロセスを歩みつつあるという彼の主張は、基本において間違っていない。だが、その主張は（現実の）単純化に基づいており、ティンバーゲンの予言が時の流れの中で実証されることを阻んでいる。私は現実即した

4) Horvat (1989) p.234

収斂論を展開するために、彼の主張を検討し、単純化を克服してみたい⁵⁾。この引用文から明らかなようにシクはティンバーゲン説の批判的検討を通してより現実に密着した実証的方法をもって現存資本主義と現存社会主義の収斂を説こうとした。シク説の実証部分に関する主張は次のように要約される。

現存社会主義はそもそもの初めから市場と私企業を制度化していなかったために生産効率の点で劣っており、東側諸国では時間の経過とともに市場と私企業の導入を迫られた。この動きは収斂的發展を示すものである⁶⁾。

他方現存資本主義では、私企業レベルにおいて従業員の資本参加・利潤参加・意思決定への参加が進展しつつある。たとえばアメリカでは社員の自社株保有を認める企業が1974年から1985年の間に1600社から8100社に増え、自社株保有の社員数も25万人から810万人に増えた。またコンピューター制御の新しいサービス企業では協同組合的な動き、つまり協同企業(Mitarbeitergesellschaft)への動きが生じている。これらの傾向がさらに高度化すると私企業の社員が当該企業の共同所有者(Miteigentümer)となり、私企業の民主的な自主管理が実現されるであろう。資本主義も「第三の道」への方向をたどっている⁷⁾。

シクは以上の認識に基づき現存資本主義も現存社会主義もやがては「第三の道」(Dritter Weg)へと収斂するであろうと考えた。「第三の道」とは何か。それは現存資本主義と現存社会主義を超えた第三の経済システムである。つまり「社会主義の欠陥(低効率、低品質、イノベーションの立ち遅れ、需給の不一致)を除去し、資本主義の欠陥(失業、インフレーション)を予防する⁸⁾とともに平等やヒューマニズム(人間解放や民主主義)などの社会主義的価値を実現する経済システムである。シクはそれを「人間的経済民主主義」(Humane Wirtschaftsdemokratie)と名づけた⁹⁾。

その基本の仕組みは混合所有、市場経済およびマクロ経済政策から成り立つ

5) Sik (1990) pp.37-38, ()内は筆者の挿入。

6) Sik (1990) p.39

7) Sik (1990) pp.39, 41-43

8) Sik (1990) p.14, ()内は筆者の挿入。

9) Sik (1979), Sik (1990) pp.30, 36-37

ていた。混合所有は私企業、協同組合、公私合営企業、国有企業から成る所有制度である。小規模企業を除いて所有形態のいかに問わずすべての企業は協同企業となり、つまり社員持ち株会社となり、全社員による資本参加、共同決定および利潤参加が実現される。

市場経済については説明するまでもないだろう。マクロ経済政策はインフレーションおよび失業の予防を目的としたいわゆる協調的所得政策を柱とするものであった。これは政府が国民各層の代表の参加のもとで民主的に平均賃金上昇率を決める方式である。

以上のところからして人間的経済民主主義は、この名称そのものが示しているように、参加型民主主義（自主管理）を基調とする経済システムであることが知られるであろう。

以上がシク説の要点であるが、かれの場合にも収斂プロセスの実証面で問題がある。実証なき収斂論とも言うべきホルバート説と比べると、実証の姿勢が前面に出て現存資本主義と現存社会主義における収斂の事実を確認するという努力が払われていることは認めるとしても、収斂の実証は総じて断片的かつ非組織的であり、説得力の点で疑問が残る。市場化および民主化の方向での経済システム変動を示す事実を一つひとつ丹念に確認しつつその延長線上に人間的経済民主主義を展望するというのが実証的方法であるのだろうが、シクの場合にはむしろ逆にあらかじめ理想の人間的経済民主主義を定立しておいて東西の両体制がこの経済システムへ収斂するという論法を採っていると思えるのである。始めに人間的経済民主主義ありきの感なしとしない。

（3）数ある第一世代の収斂論の中でもっとも体系的で説得力を有していたのはティンバーゲン説であり、それだけに1960年代以降の経済システム変動論に大きな影響を及ぼした¹⁰⁾。ホルバートもシクも、それから30年も経ったというのに自説の展開に際してティンバーゲン説を意識せざるをえなかったほどである。そのティンバーゲン説は、東西両経済システムの相互接近の事実確認、

10) 1960年代以降の経済体制変動論のうち主要なものは収斂論、移行論、並進論、接近論である。詳しくは福田（1996）第2章（pp 38 55）を参照されたい。

収斂の原動力の明示および両システムが収束しゆく第三のシステムの提示という三つの部分から構成されていた。多数かつ多岐にわたる事項について相互接近の確認作業が行われ、東西双方での計画技術(計画方法や計画組織など)の同一化が東西両システムの収斂の原動力として確定され、さらに東西両システムは「公企業および徴税国家」と「私企業」から成る最適体制(optimum regime) ここでは社会的厚生が極大化される に収斂するだろうという見通しが示された。ホルバートの実証なき収斂論はもとより、シク説といえども体系性の点でティンバーゲン説よりもかなり見劣りがする。

三説に共通するのはどれもが理想の経済システムへの収斂を説いていることである。それだけに三説のいずれにも始めに理想の経済システムありきという方法論上の難点が含まれており、実証的方法の面で他の二説よりも堅実さが伺えるティンバーゲン説でさえ、あらかじめ定立した理論モデルたる最適体制への現存システムの収束を説くという弊を免れていないのである。

II EU への収斂

東欧革命以後の中欧・東欧諸国は移行経済に進んだが、それは大きく二つの段階に区別される。第一段階は社会主義から資本主義へのシステム革命の段階であり、どの国でも私有化、市場化および貨幣化(monetarization)の政策が断行され、社会主義の破壊と資本主義の基本的枠組の構築が行われた。第二段階は基本的枠組みの中で資本主義の内実を整える段階であり、主としてEUに範をとった経済制度改革が行われ、各種経済制度の構築が行われた。

EUが中欧・東欧諸国のEU加盟を政治日程に乗せ、より一層積極的に東方支援を展開するようになったのは第二段階からである。その起点となったのは1993年6月の欧州理事会で制定されたコペンハーゲン基準(EUに加盟しようとする国が達成しなければならない政治的・経済的・法的な基準)の制定であり、これを受けてEUは1995年4月に『白書』を発行し、中欧・東欧諸国における経済関係の国内法をEU法に同調させるための基準を提示した。そこに盛り込まれた原則や指令は中欧・東欧諸国がEU加盟までに達成しなければならないハードル

となった。

EU 経済論において収斂に関する論説が目立つようになったのは中欧諸国が第二段階に歩を進めた時期にあたる1990年代後半である。これまで収斂に関して数多くの経済学的研究が積み重ねられてきたが、それらのうち筆者が目を通した経済制度の収斂に関する論説の中で数的に優位を占めているのは金融制度と証券制度（証券市場）に関わるものである¹¹⁾。

（1）金融・証券制度の収斂論

ミリネ（A.Mullineux）とマリンデ（V.Murinde）は中欧・東欧諸国における銀行制度および証券市場の収斂度を計量経済学的手法によって計測した。その結果は次の通りである¹²⁾。先進の第一グループ（チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド）のバンキング・システム相互間およびEUの後進グループ（スペイン、ポルトガル、ギリシャ）のバンキング・システムとの間に強力な収斂が見られるが、EUのコアグループ（英独仏）の間では収斂を確認できない。後進の第二グループ（ブルガリア、ルーマニア、ラトヴィア、スロヴェニア等）のバンキング・システム相互間には収斂は見られない。

中欧・東欧諸国における株式市場は未発達であり、対GDP比で最高のキャピタリゼーション（29.1%）を記録したハンガリーもドイツのそれ（63%）に遠く及ばない。債券市場は揺籃期にあり、まだ収斂を問題にする段階にはない。

ラノー（K.Lannoo）とサーレム（T.Salem）は中欧・東欧諸国におけるバンキング・システムが1995年のEU『白書』に示されたバンキング指令を2000年半ばの時点でどの程度達成したかを検証した。その結果、EU加盟候補10カ国中ハンガリーがもっとも先行し、エストニア、ポーランドおよびスロヴェニアがこれに続き、チェコはこれら五カ国にやや遅れ、スロヴァキアは残りのバルト二カ国およびブルガリアと第二グループを形成し、ルーマニアが最後尾に位置しているという評価が下された¹³⁾。

11) 詳しくは福田（2004）を参照されたい。

12) Mullineux, Murinde（2003）pp.327-337

13) Lannoo, Salem（2001）p.102

ノートン(J.Norton)とアーナー(D.W.Arner)は証券制度のEUスタンダードへの収斂を検討した。彼らは中欧・東欧諸国の証券法および証券制度が全体としてEU『白書』の証券指令やEUの会計指令へ、さらには証券監督者国際機構(IOSCO)の証券監督に関する原則・方針や国際会計基準委員会(IASC)の財務諸表作成基準などのようなグローバル・スタンダードへ収斂しつつあることを明らかにした¹⁴⁾。

(2) 筆者の収斂論

以上から知られるように東方からのEUへの収斂の中では経済制度に関する研究が多くを占め、経済システムそれ自体の収斂を説くものは皆無と言えるような状況である。筆者はかねてより経済システムおよび経済制度の移行や収斂について研究を重ねてきた。

1. 経済システム革命

東欧革命は理想なしの革命であった。それを担ったのは革新的な政治エリートやテクノクラートであったが、革命の時点で彼らの間に現存社会主義および現存資本主義を超克する理想の第三の道を設計しようとする動きはなかった。彼らがめざしたのは現存の誘導資本主義であり、EUやIMFや世界銀行やネオリベラルの支援を受けながら、誘導資本主義の諸制度を模倣しつつ国情に応じて改良を加えるという模倣的革新戦略を実行した。

経済システム革命は二つの経路をたどった。一つは管理社会主義から誘導資本主義への道(ロシア、ポーランド、チェコスロヴァキア等)であり、もう一つは市場社会主義から誘導資本主義への道(ハンガリー、スロヴェニア、クロアチア)であった。管理社会主義から誘導資本主義への道は、それらを構成する基本的制度に注目すると、国有+中央管理経済+指令のセットから私有+市場経済+誘導のセットへの転換であった。両者の間に共通項は何もない。所有制度、相互調整制度、上下調整制度の全面にわたる経済システム革命であった。他方、市場社会主義から誘導資本主義への道は、公有+市場経済+誘導のセットから私有+市場経済+誘導のセットへの転換であり、所有制度の面に断絶があるだけで

14) Norton, Arner (2001)

あったが、所有制度を経済システムの土台と見る筆者の立場からすればこの道もまた経済システム革命であった。

2. 経済システム革命の政策

各国において実施された主要な経済システム革命政策は、私有化、市場化および貨幣化であった。私有化は私人への国有企業の所有権移転と私企業の新設であり、市場化は市場経済の構築であり、貨幣化は国民経済の貨幣経済化である。筆者は誘導資本主義の土台を成すのは私有であり、したがって私有化が基本的に完了すれば経済システムの移行は基本的に完了すると考えてきた。

チェコではバウチャー方式や直売や競売や入札などの所有権移転政策と私企業の新設政策によって1996年半ばに GDP に占める私的セクターの割合は90%に達し、所管の国家資産管理私有化省は解散した。これを受けてチェコ政府は移行期は終了し、ポスト移行期が始まったことを宣言した¹⁵⁾。ハンガリーでは競売、入札、直売および資本私有化などの所有権移転政策と私企業の新設政策によって1997年末に私的セクターの GDP に占める割合は85%に達し、私有化は事実上完了した。中欧の残る二カ国における私有化はチェコやハンガリーに遅れをとり、1998年末の時点における私的セクターの GDP に占める割合を見ると、ポーランドが65%、スロヴァキアが70%であり、両国は私有化プロセスの終盤を迎えつつあったと言えるだろう。

以上からしてチェコは1996年央に、ハンガリーは1997年末に移行経済の第一段階を通過し、誘導資本主義へ移行したと言える。ただし、それは実質的に移行したということではなく、誘導資本主義の基本的制度が外形的に整えられたということにすぎない。誘導資本主義の基本的制度の内実が整えられるまでにはかなりの時間を要するであろう。

3. 経済制度改革

EU が1995年の『白書』によって収斂基準を設定し、従前に増してより積極的に東方からのアクセスを支援するようになったのに呼応する形で中欧・東欧諸国は政策の力点を誘導資本主義の副次的制度の構築の方に移すようになっ

15) Turnovec (2000) p.86

た。以下では中欧諸国におけるバンキング・システムに限定して経済制度改革の一端を簡単に見ておこう。

貨幣化は経済システム革命の当初からその柱を成し、金融市場や証券市場の制度的枠組みの構築が精力的に実施された。商業銀行制度については各国とも経済システム革命の開始前後に主としてEC諸国に範を取って関連の法律を制定し、近代的な制度を導入した。ポーランドとチェコスロヴァキアではそれぞれ1989年1月と1992年に銀行法が制定されてドイツ型のユニバーサル・バンクが導入された。これに対してハンガリーは1992年の金融機関活動法によって商業銀行本体の投資銀行業務の兼営を禁止する英米タイプの分離銀行制度を導入した(1997年に同法改正によってドイツ型ユニバーサル・バンクに移行した)。

中欧諸国におけるバンキング・システム改革は1990年代半ばから「第二世代」¹⁶⁾に進み、第一世代の時期に外形を整えられた制度の充実と新制度の構築が実施された。前者の代表例は商業銀行への外資導入である。ハンガリーとポーランドではEU諸国やアメリカなどの金融機関を積極的に誘致した結果、ハンガリーでは1998年に外国銀行のシェアが総銀行資産の62.6%、ホールセール・バンキングの76.3%を占めるに至り、ポーランドでは1999年の時点で外国銀行によって支配される銀行が1990年の3行から36行に増え、ローン市場の三分之一が外国系銀行によって占められた¹⁷⁾。チェコでは1999年の時点で外国系銀行の占めるシェアが銀行部門の有する総資本の25.1%、ホールセール・バンキングの22%となった¹⁸⁾。

次にバンキングに関わる新制度構築の事例として銀行監督制度を見ておこう。中欧各国政府はEUのバンキング・システム指令に従いながら銀行監督制度を構築した。ハンガリー政府は『白書』の指令を達成するために銀行・資本市場監督法を制定し、同法に基づいて1997年1月に国家金融・資本市場監督庁を設立した。同庁は厳格な銀行監督を行って赤字の銀行を整理したり、リスク

16) Taylor (2001) p.223

17) Buch (2002) pp.59, 64

18) Buch (2002) p.60

を意識した収益志向の銀行行動を引き出したりすることに貢献した。これらのゆえにハンガリーの銀行監督制度は『白書』指令の達成度ランキングで最上位の評価が与えられた¹⁹⁾。

ポーランド政府は『白書』の指令に従って1998年1月にポーランド国立銀行の内部に銀行監督委員会を設置した。これは同行本体から独立した機関であり、そこに置かれた銀行監督官が監督業務に従事するようになった。このような銀行監督制度は『白書』指令の達成度ランキングでハンガリーに次ぐ評価が与えられた²⁰⁾。

チェコでは1998年1月にチェコ国立銀行の内部に銀行監督局が設立され、同局によって銀行監督業務が行なわれるようになったが、同局は独立の国家機関でないために監督業務の実効性に弱点をもっており、『白書』指令の達成度ランキングで第二グループに位置づけられた²¹⁾。

以上に見た中欧諸国におけるバンキング・システムの改革プロセスは『白書』指令への接近であり、この意味でEUスタンダードへの収斂運動と捉えることができよう。

Ⅲ ネオリベリズムへの収斂

(1) ネオリベラル・グローバリゼーション

先進資本主義諸国における1970年代はスタグフレーションの時代であり、各国ともそれからの脱却をめざした政策運営を強いられたが、その中にあってイギリスとアメリカは1980年前後から相次いでネオリベリズムの教説に基づく経済政策に方向転換し、マネタリズムの金融政策、私有化、規制緩和、法人・高所得者に対する減税、貿易自由化、国際ファイナンスの自由化などの政策パッケージを実行した。また世界銀行やIMFもネオリベリズムの教説に基づく国際経済政策を展開し、国際ファイナンスの自由化を推進すると同時に第三世

19) Tolkmitt (2000) p.134

20) Lannoo, Salem (2001) p.102

21) Lannoo, Salem (2001) p.102

界に対してもコンディショナリティによって構造調整政策(借り手国に対する厳格な物価安定政策, 規制緩和および私有化等の政策パッケージ)の実施を強要した。こうして1980年代には国民経済レベルでも国際経済レベルでもネオリベラリズムの教説と政策が徐々に浸透し, 英米流の政策運営に追随する国も現れるようになった。グローバリゼーションという言葉が学界やジャーナリズムなどで使われ始めたのもこのころである。

1980年代末から1990年代初頭はシステム革命の時期であり, 東欧革命や冷戦体制の終結やソ連の解体等によって世界の政治や経済の風景は一変した。こうして1990年代は市場経済の拡大とおりしも進行してきたIT革命のシナジー効果によってグローバル・エコノミーの時代となったが, その間ネオリベラリズムは一貫して影響力を拡大し, イギリスの「ニューレイバー」政府やドイツのSPDとグリーンの連立政府(「ノイエ・ミッテ」)やアメリカの「ニューデモクラッツ」政府の社会経済政策を, さらにEUの社会経済政策をも右傾化させるに至った。加えてネオリベラリズムの教説と政策はBIS, WTO, ILO, G7およびG8などの国際機関にも浸透し, これらの政策を方向づけるところとなった。

このようなネオリベラル・グローバリゼーション²²⁾(neoliberal globalization)の中にある資本主義を対象にして二つの収斂論が登場した。一つは制度面に, もう一つは機能面に着目した収斂論である。前者は複数の資本主義のサブタイプ(ラインランドタイプや日本タイプ等)がアングロ・アメリカンタイプに収斂しつつあることを主張する。これに対して後者は, 先進資本主義諸国はもとより新興市場経済の国々も機能面で, つまり社会経済政策の面でネオリベラリズムに収斂しつつあると説く。以下では紙幅の制約から後者のみを検討する。

(2) チェルニー・メンツ・ソーダーバーク説

この方面の収斂論を代表するのはチェルニー(P.G.Cerny), メンツ(G.Menz)およびソーダーバーク(S.Soederberg)である。いずれも国際政治経済学の研究者であるが, 彼らによれば現在の世界に進行しているのは機能的収斂(functional convergence)である²³⁾。先進国にも途上国にも移行国にもネオリベラリズムの

22) Corneli (2001) p.65, Cerny, Menz, Soederberg (2005) p.28, Worth, Kuhling (2004) p.40

教説と政策が普及し、とりわけ社会経済政策の面で国際的なコンセンサス（ネオリベラル・コンセンサス）が達成されるようになったという。その柱は、貿易および資本移動に対する障壁の削減、ケインズの総需要管理から財政・金融政策の構造的アプローチ（サプライサイド・ポリシー）への転換、国民経済における政府干渉方式の転換 結果指向の裁量的規制から市場自由化のための契約的・事後的規制へ、公共サービスへの公私パートナーシップの導入（たとえばPFI）、である²⁴⁾。

各国をこのような機能的収斂へ導いた原動力は何か。上記の学者たちによれば政治である。1980年代のサッチャリズムおよびレーガノミックスに端を發したネオリベラリズムの潮流は先進諸国、途上諸国および移行諸国に波及し、それらの国々において徐々に政治指導者、政治的アントレプレナー、官僚、政党人、財界人、学者、ジャーナリスト等に受容され、彼らのイデオロギーに高められ、こうしてネオリベラル・ポリシーが実行されるようになった。また、IBRD、IMF および WTO などの国際機関や、WEF（世界経済フォーラム）に代表される民間の国際的提言グループなどが政治力を發揮してネオリベラリズムの宣伝・普及に努め、ネオリベラル・コンセンサスの構築に与ったという²⁵⁾。

機能的収斂によって経済制度はどのように変化したか。この点についてメンツは、ドイツにおけるネオリベラリズムの受容プロセスおよびそれに基づく社会経済政策の実践を跡づけ、ラインランド・タイプに根本的な変化は生じなかったという結論を下している。ネオリベラル・ポリシーの実践によってネオコーポラティズム型産業関係（政労使三者代表による協調行動）とハウスバンク型ファイナンス制度（ビジネスへの長期ファイナンスおよびビジネスとの株式相互持合い）が衰退したにもかかわらず、ラインランド・タイプの柱を成す経済制度の多くは変化を蒙ることなく、今もなお制度的安定が保持されているという。こうしてメンツは、ネオリベラル・ポリシーは旧来の諸経済制度のもとで、つまりラ

23) Cerny, Menz, Soederberg (2005) p.26, Menz (2005) p.33

24) Cerny, Menz, Soederberg (2005) pp.15-18

25) Cerny, Menz, Soederberg (2005) p.19

インランド資本主義において実施されたのであり、したがってアングロ・アメリカンタイプへの制度的収斂は確認できないと主張する。機能的収斂が制度的収斂をもたらすということにはならないと言うのである²⁶⁾。

おわりに

第一世代の収斂論と第二世代に属する新マルクス主義者の収斂論は資本主義と社会主義という二大経済システムが第三の経済システムへ収斂することを主張した。二点から一点への収束論である。しかもいずれも収斂しゆく経済システムとして理想のシステムを想定していた(ティンバーゲンの最適体制、ホルバートの社会主義、シクの人間的経済民主主義)。

第二世代属するEUへの収斂論は現存社会主義から現存資本主義への収斂を説き、そのベクトルは一点から一点への移行という形を取っている。そこでは理想の経済システムは想定されていない。

ネオリベラリズムへの収斂論は、先進諸国、途上諸国および移行諸国における社会経済政策がネオリベラリズムへ収斂しつつあることを説いており、そのベクトルは多点から一点への収束の形を取っている。

収斂の原動力という点から整理すると、ティンバーゲン説では社会的技術が原動力として考えられていた。計画技術の同一化が東西両経済システムを収斂せしめるというものであった。一種の技術決定論である。これに対し、チェルニーらは政治の力学的運動を収斂の原動力と考えている。国際レベル、地域レベルおよび国民国家レベルにおける政治的な決定・受容・実践という複雑な力学的運動である。

ホルバート説およびシク説には原動力の議論はない。またEUへの収斂論にも原動力の問題を意識的に取り上げたものはない。筆者の説もそうであるが、筆者は今のところ政治が原動力であろうと考えている。EUにおける東方拡大戦略の決定と実行、東欧各国における‘Back to Europe’の政治的決断と実行、国際機関等による東欧支援の決定と実行などの政治力学的運動が東欧諸国のEUへ

26) Menz (2005) pp.34, 36, 37, 47

の収斂を導いたと考えるのが至当であろう。

参考文献

- Buch, C.M(2002), Governance and Restructuring of Commercial Banks, in A.Winkler(ed.) *Banking and Monetary Policy in Eastern Europe, The first Ten Years*, New York, 43 71.
- Corneli, F(2001) Toward Critique of Globalcentrism, Speculations on Capitalism's Nature, in J.Comaroff, L.Comaroff (eds.), *Millennial Capitalism and the Culture of Neoliberalism*, London, 63 88.
- 福田敏浩 (1996) 『体制転換の経済政策 社会主義から資本主義へ』晃洋書房
- 福田敏浩 (2004) 「EU へのシステム・コンヴァージェンス 中・東欧の経済システム革命」『彦根論叢』第351号, 1 24 .
- Cerny, P.G., G.Menz, S.Soederberg(2005) Different Roads to Globalization: Neoliberalism, the Competition State , and Politics in a More Open World, in S.Soederberg, G.Menz, P.G.Cerny (eds.) *Internalizing Globalization, The Rise of Neoliberalism and the Decline of National Varieties of Capitalism*, New York, 1 30.
- Horvat, B(1983) *The Political Economy of Socialism: A Marxist Social Theory*, New York.
- Horvat, B(1989) Contemporary Socialist Systems and the Trends in Systemic Reforms Worldwide, in S.Gomulka (ed.) *Economic Reforms in the Socialist World*, London, 234 242.
- Lannoo, K., T.Salen(2001) The Emerging Regulatory Framework for Banking and Securities Markets in the CEECs, in M.Schröder(ed.) *The New Capital Markets in Central and Eastern Europe*, Berlin, 85 124.
- Menz, G(2005) Auf Wiedersehen, Rhineland Model: Embedding Neoliberalism in Germany, in S. Soederberg, G.Menz, P.G.Cerny(eds.) *op.cit.*, 33 48.
- Mullineux, A., V.Murinde (2003) Financial sector convergence in Europe, in G.Tumpel-Gugerell, P. Mooslechner(eds.) *Economic Convergence and Divergence in Europe, Growth and Regional Development in an Enlarged European Union*, Cheltenham, 322 343.
- Norton, J.J., D.W.Arner (2001) Development of Capital Markets, Stock Exchanges and Securities Regulation in Transition Economies, in Y.Kalyuzhinova, M.Taylor(eds.) *Transitional Economies, Banking, Finance, Institutions*, New York, 115 145.
- Sik, O(1979) *Humane Wirtschaftsdemokratie:Ein dritter Weg*, Hamburg.
- Sik, O(1990) *Die sozialgerechte Marktwirtschaft ein Weg für Osteuropa*, Breisgau.
- Taylor, M(2001) Building Supervisory and Regulatory Capacity in the Transition Economies, in Y.

Kalyuzhinova, M.Taylor(eds.) *op.cit.*, 223-224.

Tolkmitt, V(2000) *Die Entwicklung des Finanzwesens in Mittel-und Osteuropa unter dem Aspekt der gesamteuropäischen Integration, Ein Zukunftsmarkt für deutsche Banken?*, Frankfurt a.M.

Turnovec, F(2000) Privatization and Transparency Evidence from Czech Republic, in J.Hölscher (ed.) *Financial Turbulence and Capital Markets in Transition Countries*, Hampshire, 83-101.

Worth, O., C.Kuhling(2004) Counter-hegemony, anti-globalisation and culture in International Political Economy, in *Capital&Class*, 84, Winter, 31-42.